

資料 - 2 第 2 7 回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第 2 7 回河川保全利用委員会 (H21.8.3) 審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第 2 7 回委員会での審議結果	第 2 8 回河川保全利用委員会 審議内容	第 2 8 回委員会 配布資料
1) 第26回委員会活動の整理事項	資料-2「第 2 6 回河川保全利用委員会審議事項の整理表」で確認・了承した。	-	-	-
2) 野洲川ふれあい広場の更新申請に係る審議	(1) 前回委員会の指摘事項について 河川管理者から、第26回委員会での指摘事項に対する回答の説明を受けた。 ・清掃の回数、裸足で水路に入る事への対応について追加で質問 ・予算確保の見通しについて追加で質問	-	-	-
	(2) 審査表の審議 審査表(資料-5)の各項目について審議を行った。その中で下記の意見があった。 ・基本理念について、河川でなければならない理由はせせらぎ水路があるからではなく、野洲川にあるということが重要である。申請者はその点を認識するべきである。 ・護岸からの滑り落ちが危険なので、さらに安全に配慮していただきたい。 ・地元住民、流域住民からの意見聴取は今後、是非行っていただくように河川管理者から指導していただきたい。 ・身体障害者用の駐車スペースを確保していただきたい。 ・園路の舗装が過剰ではないか。 ・高木植栽は、在来植生を考慮しておらず違和感があるのではないか。 ・歴史や文化に関して三上山等に触れていかれた方が良いのではないか。	委員による意見を事務局で集約し、審査表の修正を行うとともに、意見書(素案)に反映させる。	審査表並びに意見書(案)の審議	資料-4 審査表 資料-6 意見書(案)
一般傍聴者からの意見聴取	一般傍聴者からの意見は無し	-	-	-
その他	参考資料-2「今後のスケジュール」について事務局より報告を受けた。	-	-	-

第8回河川保全利用委員会調整作業会の整理表

資料 - 3

平成21年8月31日10:00～12:30開催

於：守山駅前コミュニティーホール 第2ホール

1. 審査表に対するコメントについて	
【概要】	<p>第27回委員会で審議した審査表について、事務局がとりまとめの案を作成した。この事務局案については、事前に各委員から案に対する意見聴取をした。その結果も含めて、作業会にて意見調整を行った。</p> <p>各項目について改めて意見交換し、その結果を事務局が再度とりまとめて第28回委員会にて報告することとした。</p> <p>審査表の各項目に対して個別の意見が述べられた。</p>
2. 意見書（原案）作成のための意見照会結果について	
【概要】	<p>第27回委員会の審議結果に基づき、「野洲川ふれあい広場」の更新が妥当であるかどうかの意見照会を実施した。その結果をとりまとめ、事務局から報告を行った。</p> <p>8名の委員から回答があり「施設の更新を認めても良いでしょうか」の設問には更新は妥当であり認めても良い（5名） 更新は妥当とは言えないが改善すべき条件や要望事項等を附してそれに対する報告期限を定めれば認めても良い（3名） という集計結果となった。</p>
3. 意見書（原案）について	
【概要】	<p>上記の審査表及び意見照会の結果に基づき、意見書（素案）を事務局にて作成し、その内容について意見調整を行った。</p> <p>事務局の意見書（素案）に対して、文言の訂正や項目の削除等の意見が出された。</p>

審査表（野洲川ふれあい広場）

資料 - 4

審査細目	審査内容の説明	各委員の意見	集約素案(8/3)	事務局修正案(8/31)	修正案(作業会后)
A11	基本理念 基本理念の内容を満足しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 満足している。 現状の占用形態では、「川でなければならない利用、川に活かされた利用」が尊重されているとは考えにくい部分があり、基本理念の内容を十分に満足しているとは言えない。 基本的には満足しているが、野洲川の存在意義を記述すべき（例えば、野洲川の悲喜こもごもの歴史的空間でふれあうなどの文章を入れる。） 満足しているとはいえない。 「川でなければならない利用、川に活かされた利用」という部分について「十分に」満足している状況とはいえない。 <p>せせらぎ水路ではなく、川そのものを「水辺」と位置づけることにより、満足できるのではないか。 川との「ふれあい」ができる施設であるという点を、当該施設の“売り”でもありながら、現在は活用できない状況にあるせせらぎ水路の存在に頼ることなく、強調すべきだと考える。 申請説明書の文章を修正して差し替えを。</p>	川との「ふれあい」という意味ではおおむね満足している	川との「ふれあい」という意味ではおおむね満足している	川との「ふれあい」という意味ではおおむね満足しているが、せせらぎ水路ではなく野洲川そのもののふれあいであることを認識されたい。
A21	基本方針 基本方針の内容を満足しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 満足している。 基本方針のうち、(2)誰もが河川と容易にふれあえるものとする、が満たされているとは考えにくい。 おおむね満足している。 <p>申請説明書の文章を修正して差し替えを</p>	おおむね満足している	おおむね満足している	おおむね満足している
A31	継続申請時の改善 意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。		(適用しない)		
B11	必要理由 この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	<ul style="list-style-type: none"> 施設配置図(2/2)に示されている「健康広場」に関する必要性の記述が占用許可申請説明書に見当たらない。 妥当。 A11、A21の意見により、必要とする理由が明確ではない。 妥当性に少し欠ける。 占用開始の時点には無かった理念と方針に照らして、「継続」利用を求められている状況は斟酌する必要はあるが、この場所でなくてはならない理由については、やや不十分だと判断する。 <p>「少し欠ける」という集約だと、意見として曖昧で、受け手がどう妥当性を主張してよいか判断できないと思う。 高水敷も含めて河川だという視点に立って申請説明書を書いていただければ良いと思う。 申請説明書の文章を修正して差し替えを</p>	妥当性に少し欠ける	妥当性を説明する理由が不十分である	必要とする理由に対する記述が不十分であり、妥当性を判断できない。

B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント広場，自由広場，健康広場の占用面積の算定根拠が示されていない。これまでの経緯から考えて問題ないと判断するが，イベント等での利用実績等を踏まえ，言及があることが望ましい。 ・示していないが，適正と推定。 ・現状の占用形態では，占用面積の縮小が可能である。 ・おおむね妥当である。 ・面積の妥当性の判断は難しいが，利用目的の中には一定面積を必要とするものがあると推測され，それらが適正に実施できるよう，面積が決定されたものであると推察される。今後もこれだけの面積を現在の利用状況・形態で占用し続けることが妥当であるかどうかは，検討されたほうがよいかもしれない。 <p>委員会側の問題でもあるが，面積が必要最低限かどうかを，どのようにして判断すべきなのか，非常に難しい。今回の委員の意見も，各個人の「印象」によるものであり，そうした印象の総体としての意見となってしまうことに，危うさを感じる。（必要最低限と言うからには，ある程度は具体性のある意見を委員としても述べるのが本来は求められているはず）</p>	おおむね妥当であるが縮小を検討する余地はある	おおむね妥当であると思われる	おおむね妥当であるが，縮小を検討する余地はある。
B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・代替できない。 ・河道に隣接することで存在意義が生じる，という点では，代替はできない。 ・野洲川の存在意義を強調する必要があるのではないか。 ・おおむね妥当である。 ・占用開始時点で，そのような事情を想定する必要性が求められていなかった事情を斟酌する必要があるが，利用目的の多くは，堤内地でも十分に代替機能を持たせた施設の設置は可能である。（多くの占用案件と同様。） 	川とのふれあいという点では代替できない	川とのふれあいという点では代替できない	河川とのふれあいという点では代替できないが，せせらぎ水路ではなく野洲川そのものとのふれあいであることを認識されたい。
B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合，代替地を調査をしたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・調査していない。 ・代替可能と判断するが，申請者としては，代替の必要性を十分想定していなかったと思われる。 	調査していない	調査していない	調査していない。
B23	代替地選定	代替地調査の結果，適した代替地があった場合，用地取得を試みたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・調査していない。 	調査していない	調査していない	選定していない。
B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全への配慮はおおむねなされているが，更なる検討を要する。 ・特段に危険性の高い施設・構造は見受けられず，おおむね安全性を満たしていると思われる。 低水護岸付近に危険があるため，注意喚起があるべきではないか 	おおむね満足している	おおむね満足しているが，更なる配慮を求める。	おおむね満足しているが，更なる配慮を求める。
B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害（増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等）が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。		（適用しない）		
B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。		（適用しない）		
B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・排他的とはいえない。 ・一般利用が可能な状況にあると思われ，問題はないと思う。 	排他的でない	排他的でない	排他・独占的でない。

B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	・理解が得られているとはいいがたい。 ・占用開始当時、どのような手続きも行われておらず、おそらく今回の更新にあたって改めて理解を得るための取り組みは行っていないと思われる。しかし、地元からの苦情や反対の声の上がるような利用形態・実態ではないと思われた。	地元住民の理解を得るための手続きは行われていない	地元住民の理解を得るための手続きは行われていない	地元住民の理解を得るための手続きは行われていない。
C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	この期間が、前回の許可した使用期間と同じであることを、括弧書きでよいので、補足しておく必要がある。また、今回は、既存の施設と同様の利用であるということで問題なしという判断で15年だと思うが、今回は方針転換を求めた許可であり、利用方針を理念・指針に沿って変更した「結果」がうまく反映されるかどうか、途中で判断する必要はないか？それは、使用期間の長さを検討するうえで影響しないか？	約15年間	設置から約15年間(更新は5年間)	設置から15年間(更新は5年間)で問題は発生していない。
C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	設問は、変更の適切さについても言及しているので、「乗用車で来訪する利用者が多い実態であったことに鑑み、変更は適切なものである」というような記述も必要では。	駐車場が増設された	駐車場が増設されている。乗用車で来訪する利用者が多い実態であり、変更は適切なものである	駐車場が増設されている。乗用車で来訪する利用者が多い実態であり、変更は適切なものである。
C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	・設置済の看板が不鮮明であるので、更新が必要。また、最低でも中学生がわかる文章や記述が求められる。 ・緊急時に備えて、改善が必要である。 ・十分とは言えないので改善が必要。	看板を設置しているが改善が必要	看板を設置しているが改善が必要	看板を設置しているが、特に緊急時に備え、利用者が理解できる内容で鮮明な表示に改善が必要。
C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	・本施設の共同利用が図られているか不明である。 ・類似の公園は多く存在するが、共同利用を掲げる必要は無いと思われる。 ・「不明」なので、記述が必要であり、実際には所管者との協議の有無についても言及する必要があることを、伝えるべきでは。	共同利用が図られているか不明	他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用が図られているか不明	他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。
C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	・おおむね考慮されていると思われるが、安全対策などに向け、さらなる維持管理が必要である。 ・せせらぎ水路の維持管理については、検討が必要だと考える。 ・「特にせせらぎ水路の維持管理のあり方については」と強調してはどうだろうか？	おおむね適正であるがさらなる検討の余地がある	おおむね適正であるが、特にせせらぎ水路の維持管理の方法についてはさらなる検討の余地がある。	おおむね適正であるが、特にせせらぎ水路の維持管理の方法についてはさらなる検討の余地がある。
C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。		意見無し		
C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。		意見無し		
C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	・正確に把握しているとはいいがたい。	正確に把握しているとはいいがたい	正確に把握しているとはいいがたい	正確に把握しているとはいいがたい。
C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	・維持管理されていると思われる。 ・定められている	適正に維持管理されている	適正に維持管理されている	適正に維持管理されている。

C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	・詳細は不明。 ・定められている	定められている	定められている	定められている。
C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法（管理人等の配置）を定めているか。	・管理方法が定められているとは言いがたい。 ・管理人が配置されていないが、自由使用による問題が顕在化していないのであれば、現状でもかまわないと思う。	管理人は配置されていない	管理人は配置されていない	管理人は配置されていないが利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。
C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場（身体障害者用等を含む）を確保しているか。	・身体障害者用の駐車スペースを確保する必要がある。	身体障害者用の駐車スペースを確保する必要がある	身体障害者用の駐車スペースを確保する必要がある	身体障害者用の駐車スペースを確保する努力をするべきである。
C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	・制限が設けられていない施設である。	制限は設けられていない	制限は設けられていない	制限は設けられていない。
C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	意見はなかったが、具体例が交流例として各委員が認めたことの反映と考えられるので、「常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる」といった内容を補ったほうがよいかもしいない。	意見無し	常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる	常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。
C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	・低水路護岸を改修して低水路内の流路にアクセスできるようにしてはどうか？ ・野洲川を近くで見えることも「ふれあい」のひとつである。 ・当広場が基本方針、基本理念を満たすためには、広場から河道の水際までのアクセシビリティは重要である。 ・ある程度のふれあいが可能と思われるが、更なる改善が必要である。 ・河川の流れを疑似体験できる「せせらぎ水路」が十分に運用できないとすれば、一層、川とのふれあいが大切で、現状では不十分である。 低水路だけが川ではなく高水敷を含めて川だと思われるので川とのふれあいは満足しているのではないか。	河川敷という点ではふれあいは可能であるが、せせらぎ水路の運用や水際までのアクセス等について改善の余地がある	河川敷という点ではふれあいは可能であるが、せせらぎ水路の運用や水際までのアクセス等について改善の余地がある	河川敷という点ではふれあいは可能であるが、せせらぎ水路の運用について改善の余地がある。
C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画（または実績）があるか。	・実績があるとは思われない。 ・具体的な実績には欠けるが、こうした活動計画が立案できていないと推するが、今後については、指摘した事柄をなるべく満たすことができるような、活動が想定されることに期待したい。 野洲川冒険いかだくんだり等で一部実施されているのではないか。	活動計画・実績はないが、今後は行われることを望む	活動計画・実績はないが、今後は行われることを望む	活動計画・実績はないが、今後は行われることを望む。
C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	・活性化を促すように活動しているか不明である。 ・占用施設は、必ずしも地元を積極的に活性化する必要があるとは考えないし、本施設の場合にも、活性化を促しているとはいえない。 広く活用されるように広報等での普及活動を期待	地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。
C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取（対話討論会等）を行ったか。	・広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。 ・今後、理念、指針が定まったことで、本申請についても、保全利用の観点から見直し求められるが、その際に、意見公募を実施するのも一案であろう。 流域住民の範囲が不明瞭。利用者の意見を聴取することも考慮してはどうか	広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である	広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である	広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。
C42	利用者意見	流域住民や施設利用（予定）者からの意見を反映させて計画した施設か。	・広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。 流域住民の範囲が不明瞭。利用者の意見を聴取することも考慮してはどうか	広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である	広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である	過去から利用者の要望がないため、流域住民の意見を反映する努力が必要である。

D11-1	大気汚染	占有区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、大気に影響を与える施設はない。 ・大気汚染発生源になることはない。 ・大気への影響を与える施設ではない。 (以下の項目)河川改修工事による影響の大きさを考慮すると、軽微である。	調査していないが影響はない	調査していないが影響はない	調査していないが影響は小さいと思われる。
D11-2	水質汚濁・底質汚染	占有区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占有区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、水質等に影響をあたえる施設はなく、農薬は使われていない。 ・汚染・汚濁に配慮されていると考えられる。 ・水質・底質への影響を与える施設ではない。 以下に続く、河川環境や生物に関する調査は、実施主体が行った形跡はないが、河川管理者の側でおおむね5年ごとに実施している「河川水辺の国勢調査」には、当該地域は含まれていないが野洲川全体に関する調査結果は出されているはずなので、その結果を共有できるような形で公開してもらい、申請者が適宜利用できるようにしたほうがよいと思う。	調査していないが影響はない	調査していないが影響はない	調査していないが影響は小さいと思われる。
D11-3	土壌汚染	占有区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占有区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造等は有害化学物質を使用していないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、土壌汚染を招く施設はない。 ・汚染に配慮されていると考えられる。 ・土壌への影響を与える施設ではない。 	調査していないが影響はない	調査していないが影響はない	調査していないが影響は小さいと思われる。
D11-4	地下水	占有区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、地下水等に影響を与える施設はない。 ・調査していないが、大きな影響はないと考えられる。 ・農業用水利用施設が近接しているが、このように近接した場所での利用が行われていることは、両者の間で、利水に関する合意が得られているものと思われる。 	調査していないが影響はない	調査していないが影響はない	調査していないが影響は小さいと思われる。
D11-5	騒音・振動	占有区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、騒音等の発生源になる施設はない。 ・発生源になることはない。 ・騒音・振動を発生させる施設ではない。 	調査していないが影響はない	調査していないが影響はない	調査していないが影響は小さいと思われる。
D11-6	悪臭	占有区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、悪臭発生源になる施設はない。 ・発生源になることはない。 ・悪臭を発生させる施設ではない。 	調査していないが影響はない	調査していないが影響はない	調査していないが影響は小さいと思われる。
D12	地形改変	占有区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占有区域の地形特性に与える影響は軽微か。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、地形改変は軽微である。 ・地形改変があり、元に戻す際の計画があるかどうかは不明である。 ・軽微であると考えられる。 	調査していないが影響はない	調査していないが影響はない	調査していないが影響は小さいと思われる。
D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・影響は軽微である。 ・影響はあると思われるが、軽微であると判断される。 ・占有開始時点で、小動物に対する大きな影響があり、植生も大きく改変されたと考えられるが、施設の利用・整備を継続するうえで、さらに影響が生じているとは考えにくい。 上流から河口までの生物環境を国土交通省で行うべきかも。河川の改修工事による影響の大きさを考慮すると、軽微である。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。

D14-1	陸生生物	占有区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、影響を与えることはない。 ・調査されていないが、影響は軽微であろう。 ・調査はされていない。占有開始時点で、それ以前の状況が著しく改変されたはずであるが、施設の利用・整備を継続するうえで、さらに影響が生じているとは考えにくい。 	調査はされていない。多少の影響はあると思われる。	調査はされていない。多少の影響はあると思われる。	調査していない。影響を及ぼす可能性はあるが、小さいと思われる。
D14-2	水生生物	占有区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、影響を与えることはない。 ・調査されていないが、影響は軽微であろう。 ・調査はされていない。占有開始時点で、それ以前の状況が著しく改変されたはずであるが、施設の利用・整備を継続するうえで、さらに影響が生じているとは考えにくい。 	調査はされていない。多少の影響はあると思われる。	調査はされていない。多少の影響はあると思われる。	調査していない。影響を及ぼす可能性はあるが、小さいと思われる。
D15	生態系	占有区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占有区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査は不明だが、可能性は低い。 ・調査されていないが、影響は軽微であろう。 ・調査はされていない。占有開始時点で、それ以前の状況が著しく改変されたはずであるが、施設の利用・整備を継続するうえで、さらに影響が生じているとは考えにくい。また、生息・生育環境の河川縦断方向の連続性も、占有開始時点でそれ以前と比べて大きく制約を受けたと推測されるが、以後、施設の利用・整備が継続するうえで、影響が深刻化しているとは考えにくい。しかし、今後は、河川縦断方向の環境の連続性や生物の移動経路の確保といった視点への配慮を、強く求めたい。河川水辺の国勢調査の成果をもとに配慮されるべきではないか。「縦断方向」というのは大型の生物に限定されてしまう。 	調査はされていない。生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる、連続性について配慮が必要である。	調査はされていない。生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる、連続性について配慮が必要である。	調査していない。生息環境を分断する影響が少なからずあるため、既存の調査結果（河川水辺の国勢調査等）を参考に絶滅危惧種等への配慮が必要である。
D16	環境復元	占有期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の施設はなく、早期復元は可能。 ・復元のための計画があるとは言いがたい。 ・整備計画には盛り込まれていないと思われるが、復元を大きく妨げる利用形態ではないと考える。 	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。
D17	作業車の通行影響	河川敷を占有施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・殆ど走行しておらず影響はきわめて軽微である。 ・管理作業車を操業させる管理手法がとられているか不明。 	影響は軽微である。	影響は軽微である。	影響は軽微である。
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えない		(適用しない)		
D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	・影響はないと判断される。	河川管理者が審査しており影響はないと判断される	河川管理者が審査しており影響はないと判断される	河川管理者が審査しており影響はないと判断される。
D22-1	構造物	占有区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか		(適用しない)		
D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか		(適用しない)		
D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。		(適用しない)		
D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)	・今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。	河川管理者が審査しているが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。	河川管理者が審査しているが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。	河川管理者が審査しているが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。

D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・影響はきわめて小さいが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。 ・せせらぎ水路への導水量は小さく、既存の水利使用に大きく影響しないと思われる。 	大きな影響はないが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。	大きな影響はないが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。	大きな影響はないが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。
D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性（生態学的景観を含む）の現況を調査したか。また、施設の形態（形状・色彩等）が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に影響を与える施設はない。 ・園路の舗装が過剰ではないか。車輛の通行を主目的と思わせるようなアスファルト舗装は、河川環境に関わる景観特性とは異質のもので、影響は軽微とは言えない。 ・調査していないが、影響は軽微であろう。 ・景観上、大きく影響を与える施設はないと判断する。 	影響は軽微であるが、園路舗装等について改善の余地がある。	影響は軽微であるが、園路舗装等について改善の余地がある。	影響は軽微であるが、園路舗装等について改善の余地がある。
D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の施設は無く、予測は不要。 ・精査していない。 ・占用開始当時、予測は行っていなかったと思われる。 	行われていない。	行われていない。	行われていない。
D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微である。 ・高水敷に常緑高木の公園樹種が植栽されているのは違和感がある。緑陰が必要であれば落葉高木とすべきではないか。 ・樹木の選定の際には在来植生を考慮していなかったと思われる。 	在来植生を考慮していないが、周辺景観への影響は大きくない。	在来植生を考慮していないが、周辺景観への影響は大きくない。	在来植生を考慮していないが、周辺景観への影響は大きくない。
D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に文化財はない。 ・調査していないが、影響はないと思われる。 ・調査はされていないと思われる。本施設の利用形態は、周辺文化財への影響を及ぼす性質のものではないと考える。 	調査はされていないが、影響はない。	調査はされていないが、影響はない。	調査はされていないが、影響はない。
D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化（伝承文化等）と共存可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に文化財はない。 ・3市の首長や古老は野洲川が存在について「強く、熱い思い」のもと、後世に伝えることを継続的に提起し、河川敷地の利用や触れ合いを推進してきたので、3市の市民や利用者に野洲川そのものの理解を深める手法を検討すべき。 ・調査していないが、影響はないと思われる。 ・調査はされていないと思われる。本施設の利用形態は、歴史・文化の存続に影響を及ぼす性質のものではないと考える。「共存」については、今後の施設を利用した活動計画の中で、盛り込んでいくことも可能だと思う。 <p>野洲川の歴史や文化とその内部に設けられた公園という意義を市広報等で普及啓発されたい。また看板等の設置も必要かと思われる。</p> <p>共存が可能、不可能と答えを出すのではなく、地域への歴史・文化への配慮をしていただくことを補ってもらいたい。</p>	共存可能である。	共存可能である。	地域の歴史・文化への理解が深められるように配慮し、その手法を検討されたい。

のコメントは、第27回委員会での補足
のコメントは、第8回調整作業会での補足

意見照会内容	村上委員	岸本委員	成瀬委員	三田村委員長	山崎委員	藤田委員	中井副委員長	西澤委員
<p>1 施設の更新を認めても良いでしょうか それとも、認めるべきではないでしょうか</p> <p>【回答番号】</p> <p>施設の更新は妥当であり認めても良い。 施設の更新は妥当とは言えないが、改善すべき条件又は委員会としての要望事項等を附して、それに対する報告期限を定めれば認めても良い。 施設の更新は妥当ではなく認められない。</p>	<p>【回答番号】</p> <p>【コメント】 河川保全利用の基本理念および基本方針、さらに審査項目に対して、多少改善の余地がある。</p>	<p>【回答番号】</p> <p>【コメント】 申請書の主張点がせせらぎ水路に偏っている点に気になるが、それを差し引いても堤外地に親しんでいただくという趣旨は占有目的に合致していると考えられる。</p>	<p>【回答番号】</p> <p>【コメント】 更新しなかった場合は、元の雑草が生い茂る河原になり、近づく人も殆んどいなくなると推定されます。現状であれば特に障害になる構築物もないし、利用の制限も無いので、少しでも野洲川に関心を持つ人が増えれば、それで良いのではないかと思います。</p>	<p>【回答番号】</p> <p>【コメント】</p>	<p>【回答番号】</p> <p>【コメント】 基本的には施設更新は妥当だが、申請者の野洲川に対する思い入れ感が弱く、そのため申請内容が定型化しているのではと気になる。</p>	<p>【回答番号】</p> <p>【コメント】 施設利用のための占有更新はおおむね妥当であり認めても良い。ただし、河川保全利用の理念、水辺とのふれあい、河川景観のあり方などについて、申請者自身の理解はもちろん、利用者の理解を深めるような取り組みをして頂き、また、実際に安全に水辺に親しめるようにして貰いたい。</p>	<p>【回答番号】</p> <p>【コメント】 「まったく問題がない」という意味での「妥当」という判断ではない。河川環境の保全を重視する方向へ価値観の大きく転換するなかで、旧来の方針に従いこれまで利用がなされてきた施設を、新しい方針に沿った形での利用形態に変えていく過渡期であるという事情を斟酌し、意見・要望をそれぞれ受け止め、申請内容に取り入れた上での判断と受け止めてほしい。その意味で、の「妥当とはいえない」に近いであるということ。</p>	<p>【回答番号】</p> <p>【コメント】</p>
<p>2 上記1にて と回答された方</p> <p>(1) どのような条件又は要望事項を附すべきでしょうか。</p> <p>(2) 報告期限は何年程度が妥当とお考えでしょうか。</p>	<p>(1)【条件・要望事項】 ・占有空間から低水路へのアクセシビリティの向上に対する努力を払われたい。 ・舗装素材や植樹樹種について、河川環境にふさわしいものへの転換の可能性を検討されたい。</p> <p>(2)【報告期限】 2～3年</p>	<p>(1)【条件・要望事項】</p> <p>(2)【報告期限】</p>	<p>(1)【条件・要望事項】</p> <p>(2)【報告期限】</p>	<p>(1)【条件・要望事項】 今回は申請内容で施設の更新を認めるが、次回に申請されるときは、委員会の審議趣旨と審査結果をよく理解して申請されるよう要望する。</p> <p>(2)【報告期限】</p>	<p>(1)【条件・要望事項】 夏季期間の水路への導水を行うための予算確保や掲示板更新、利用者増への広報、普及活動を行うように要望する。</p> <p>(2)【報告期限】</p>	<p>(1)【条件・要望事項】</p> <p>(2)【報告期限】</p>	<p>(1)【条件・要望事項】</p> <p>(2)【報告期限】</p>	<p>(1)【条件・要望事項】 5年経過後の再評価を行って継続か中止かを決めることが必要である。</p> <p>(2)【報告期限】 委員会立ち上げ後5年経過の平成22年3月末</p>
<p>4 その他、上記の内容以外で意見がございましたら、ご記入をお願いします。</p>	<p>【意見】</p>	<p>【意見】</p>	<p>【意見】</p>	<p>【意見】</p>	<p>【意見】</p>	<p>【意見】 申請者には、冠水頻度の低い高水敷という広い空間があり、それなりの利用者もいるから占有申請をするという、単なる空間利用に止まるのではなく、例えば、日頃散策をしていて感じられる快適性の源は何によるものなのか、また、何故、これだけの空間が野洲川には確保しているのかなどについて、利用者に時折振り返って貰えるようなことの大切さを理解して貰いたいです。</p>	<p>【意見】</p>	<p>【意見】 ・琵琶湖総合開発特別措置法が平成8年度末に終了した。つまり、国があまり面倒をみなくなった？・河川法の改正（平成9年）で治水、利水に河川環境の整備と保全が加わった。良いことである。・琵琶湖も河川法上は一級河川であり、国が管理者である。水系では淀川水系の一部である。・そして琵琶湖への流入河川、流出河川は全てが一級河川である。・この一級河川の水質保全に国家権力を最大限に発揮出来ないものか？当然のことながら地域住民とともにである。</p>

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武

占用許可申請に対する意見書(案)
(野洲市・守山市 野洲川ふれあい広場)

平成21年6月2日付け国近整琵琶占調第6号にて意見照会の
ありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いた
します。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川ふれあい広場
場 所	守山市小島町字橋本～野洲市野洲字坂田地先 (左岸 7.2km+45m～8.4km+50m 付近)
主 な 施 設	せせらぎ広場、ホタル広場、イベント広場、自由広場
申 請 者	野洲市・守山市
占 用 面 積	56,502.96㎡

記

1. 委員会としての判断・要望

当該占用許可申請施設は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき平成6年10月に国から占用許可を受けて野洲市・守山市が共同で設置されたものである。

主な施設としては、せせらぎ広場（せせらぎ水路）、ホタル広場（ホタル水路）、イベント広場、自由広場があり、河川とのふれあいの場として利用されている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り、~~これら当該施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っている~~と判断するとともに、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」に**ほぼ**合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する**可能性もあるが**、相当数の利用者があり、イベント等による利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると判断する。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

~~河川敷利用の基本理念及び基本方針の趣旨と、当委員会の審査結果を尊重した施設の位置づけを明確にしたうえで、今後の維持管理を行うとともに、以下の点について配慮されることを要望する。~~

当該施設が野洲川河川敷に存するために「誰もが河川と容易にふれあえる施設」であることを、申請者としてより深く認識するとともに、利用者もそのことへの理解が深められるような活用方法を検討されたい。

身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。

広く利用者・流域住民の意見を聴取するとともに、その反映に努められたい。

「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。

河川管理者が行っている調査（河川水辺の国勢調査等）の結果を参考にし、必要に応じて生態系への配慮について検討されたい。

地域の歴史や文化等への理解が深められるように配慮し、その手法を検討されたい。

園路の舗装について自然に配慮した構造へ検討・改善されたい。

利用者の安全対策にさらなる配慮をされたい。

高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

2. 検討の経緯

平成21年	6月	2日	意見照会書の受理
平成21年	6月	2日	委員会 施設の現地調査 河川管理者による占用許可申請説明書の説明
平成21年	8月	3日	委員会 委員による審議
平成21年	10月	5日	委員会 委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

なし

以上

委員会の今後のスケジュール

参考資料 - 1

	平成21年度				平成22年度				平成23年度			
野洲川ふれあい広場（野洲・守山市） （過去の意見書なし）	■ 6月～10月											
野洲川小浜河川公園（守山市） H19年1月, H21年3月付け意見書 1年の検討期間					■ 5月～9月頃							
野洲川川田河川公園（守山市） H19年1月, H21年3月付け意見書 1年の検討期間					■ 5月～9月頃							
野洲川立入河川公園（守山市） H20年3月付け意見書 3年の検討期間									■ 5月～9月頃			
野洲川河川公園（野洲市） H20年3月付け意見書 3年の検討期間									■ 5月～9月頃			
野洲川運動公園（栗東市） H20年3月付け意見書 3年の検討期間									■ 5月～9月頃			

← 第三期委員 任期 →

新規の案件が発生した場合は、随時、追加で開催のご案内をいたします。